

施行者別許認可権者一覧表

(土地区画整理法)

平成30年4月1日時点

- 認可等 : 施行の認可(法第4条、51条の2)、組合設立の認可(法第14条)、設計の概要の認可(法第52条)、換地計画の認可(法第86条)等

区分	市町名	施行者						
		個人・組合・区画整理会社	市町	県	国(大臣)	市公社	県公社・機構	
		法第4条 法第14条 法第51条の2 法第86条	法第52条 法第86条	法第52条	法第66条	法第71条の2 法第86条	法71条の2	法第86条
指定都市	神戸市							
中核市	尼崎市							
	西宮市							
	明石市							
	姫路市							
施行時特例市	宝塚市	※1						
	加古川市	※1						
条例委任都市	伊丹市	※2						
	川西市	※2						
	三田市	※2						
上記以外の市町								

- 建築 : 建築行為等の制限(法第76条第1項、第4項)、施行者の意見聴取(法第76条第2項)、原状回復命令(法第76条第4項)等

区分	市町名	施行者			
		個人・組合・区画整理会社・市	県	国(大臣)	市公社・県公社・機構
特定行政庁	神戸市				※3
	尼崎市				※3
	西宮市				※3
	芦屋市				※3
	伊丹市				※3
	宝塚市				※3
	川西市				※3
	三田市				※3
	明石市				※3
	加古川市				※3
	高砂市				※3
	姫路市				※3
上記以外の市					
町					

市長(土地区画整理法)
 市長(地方自治法施行令委任)
 市長(条例委任)

知事
 大臣

- ※1 : 地方自治法施行令により委任
- ※2 : 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例により委任
都市計画事業として施行するもの、施行地区が2以上の市町の区域に存するもの及び施行地区の面積が5ha以上のものを除く
- ※3 : 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例により委任
施行地区が2以上の市町の区域に存するものを除く